

【提出書類確認票】太枠内を記入してください

児童氏名 (フリガナ)	児童生年月日

・船橋市民、もしくは船橋市に転入予定です。
 (市外在住のまま船橋市の施設を利用したい方は、お住まいの市区町村を通してお申込みください)
 ・「申込みの際に必ずご確認ください重要事項(保育所等利用のご案内 P.24~P.27)」を確認し、内容に同意します。

保護者氏名: _____

すべての方が必ず提出する書類				
番号	書類名	保護者 チェック欄		
1	保育所利用申し込み 提出書類確認票 (この書類)	✓		
2	船橋市教育・保育給付認定書(兼)船橋市保育所等利用申込書	✓		
3	児童の健康状況調書(表)・食物アレルギー食等調書(裏)	✓		
4	保護者および申込児童のマイナンバーが確認できる書類	✓		
5	保育を必要とする事由を確認するための資料	※それぞれ提出するもののみチェック		
	保護者の状況	必要となる書類		
	就労	「就労証明書」(自営の方は確認書類も必要)	父 ✓	母 ✓
	疾病・負傷・障害	「主治医の意見書(保護者等疾病用)」または「障害者手帳」の写し	父 ✓	母 ✓
	親族の介護・看護	「介護保険被保険者証」または「主治医の意見書(保護者等疾病用)」および「介護・看護状況説明書」	父 ✓	母 ✓
	災害復旧	「罹災証明書」および「状況説明書」	父 ✓	母 ✓
	求職活動・起業準備	起業準備中の方は、保育入園課にお問い合わせください	添付書類不要	
	就学	「在学証明書」および「カリキュラム」	父 ✓	母 ✓
	妊娠・出産	「母子手帳」(分娩予定日の記入ページ)の写し	父 ✓	母 ✓
きょうだいの育児休業(休暇)中	「就労証明書」または「育児休業証明書」	父 ✓	母 ✓	

該当者のみ必要となる書類			チェック欄			
番号	該当者の状況	必要書類	父	母	父方・母方 祖父	父方・母方 祖母
6	保護者が保育士、幼稚園教諭、保育教諭の資格を有し、船橋市内の保育所等で月64時間以上勤務する場合	各資格証の写し	✓	✓	/	/
7	自営業(個人事業主)の場合	自営業の実績確認ができる書類(「確定申告書」「開業届」の写しなど)	✓	✓	✓	✓
8	出産直前まで就労していた会社に再雇用されるために利用申込みする場合	「就労証明書」	✓	✓	/	/
9	申請児童が常態で月64時間以上認可外保育園を利用している場合	「認可外保育施設の利用契約書」の写し、または「保育施設利用証明書」	/	✓	/	/
10	申請児童が利用中の保育施設が閉鎖される場合	施設の閉鎖がわかるもの	/	✓	/	/
11	申請児童が利用承認日時点で月齢が6ヵ月に満たない、または疾病・疾患がある場合	「主治医の意見書(申請児童用)」または「医師の診断書」	/	✓	/	/
12	保護者等が倒産・整理解雇により失業した場合	「解雇通知」または「離職票等」の写し	✓	✓	✓	✓
13	市内別居・同居の65歳未満の祖父母がおり、就労等の理由により保育が出来ない場合	「就労証明書」や「主治医の意見書(保護者等疾病用)」および「障害者手帳」の写しなど	/	/	✓	✓
14	保護者が親族の介護・看護以外の事由で利用申込みしているが、親族の介護・看護もしている場合	「介護保険被保険者証」または「主治医の意見書(保護者等疾病用)」および「介護・看護状況説明書」	✓	✓	/	/
15	保護者が離婚している場合	「戸籍謄本」または「離婚受理証明書」	/	✓	/	/
16	保護者が未婚または再婚している場合	「戸籍謄本」	/	✓	/	/
17	保護者が離婚調停中で申請児童と別居している場合	「申立書」の写し及び呼び出し状、または「事件係属証明書」の写し	/	✓	/	/
18	保護者が外国籍の場合	特定活動における指定書または資格外活動許可内容の分かる「在留カード」の写し	✓	✓	/	/
19	転入予定で、船橋市の保育施設を申し込む場合	「世帯員全員の住民票」の写し、「転入に関する申立書」、「売買契約書」または「賃貸契約書」の写し	/	✓	/	/
20	転入予定で、保護者とその年の1月1日時点で市外に居住していた場合	該当年度の「住民税(非)課税証明書」	✓	✓	/	/
21	転入予定で、他市の認可保育施設をすでに利用している場合(保護者の保育事由が妊娠・出産、育児休業、求職活動を除く)	「在園証明書」	/	✓	/	/
22	保護者に海外収入があった場合(海外転入も含む)	海外での収入が分かる「給与証明書等」	✓	✓	/	/
23	申請児童と祖父母が同住所だが家屋が別の場合	それぞれの「登記簿謄本」または「固定資産税決定通知」の写し	/	✓	/	/